

生徒指導提要（令和 4 年 12 月改訂）（抜粋）

第 8 章 自殺

8.2 自殺予防のための学校の組織体制と計画

8.2.1 自殺予防のための教育相談体制の構築

自殺は、専門家といえども一人で抱えることができないほど重く、かつ、困難な問題です。きめ細かな継続的支援を可能にするには、校内の教育相談体制を基盤に、関係機関の協力を得ながら、全教職員が自殺予防に組織的に取り組むことが必要です。そのためには、校内研修会などを通じて教職員間の共通理解を図るとともに、実効的に機能する自殺予防のための教育相談体制を築くことが求められます。

具体的には、第一に、生徒指導部や教育相談部（教育相談係として生徒指導部内に位置付けられている場合もあります。）など、児童生徒が課題や悩みを抱えたときに対応するための既存の組織を自殺予防の観点から見直し、教育相談機能の実効性を高める必要があります。

第二に、教育相談コーディネーターと養護教諭を構成メンバーの核として位置付け、各学年や生徒指導部・保健部などの他の校務分掌と連携した体制づくりを目指すことが望まれます。その際、次の点に留意する必要があります

① 教育相談コーディネーターと養護教諭との連携を密接にする

教育相談コーディネーターと養護教諭が相談体制の中核となって、児童生徒の生活状況や心身に関する問題についての理解を深め、自殺の危険の高い生徒をスクリーニングします。また、生徒指導部や保健部と合同で生活アンケートなどを実施し、児童生徒が抱える問題点の共通理解を深めることも重要です。

② 教育相談部（教育相談係）と生徒指導部の連携を図る

非行や暴力行為などの問題行動の裏側に自殺の危険が潜んでいることも少なくありません。生徒指導部と教育相談部（教育相談係）が密接に連携して情報を共有し、そのような児童生徒にも積極的に関わっていく必要があります。

③ カウンセリングルームや保健室の日常的活用を進める

児童生徒と最も距離の近い学級・ホームルーム担任と教育相談コーディネーター、養護教諭、SC や SSW が日常的に協力し合って課題解決に取り組む姿勢を保持します。学級・ホームルーム担任は児童生徒の言動の変化に気付いた時点で情報を共有し、連携しながら対応に当たります。そのためには、保健室やカウンセリングルームを密室にせず、児童生徒にも教職員にも開かれた場にしておくことが大切です。

④ 情報を共有して協働的な教育相談体制を築く

問題を学校全体に投げかけ、情報を交換し、学校を挙げて解決に取り組んでいくことが求められます。自殺の危険の高い児童生徒を担任一人で抱え込むのではなく、チームで組織的に対応することによって初めて、安全で丁寧な関わりが可能になります。その際、面談やアンケート、家庭訪問や小中高間連絡会などで得られた情報を十分に活用しながら支援に当たります。